

# 災害時における保健活動体制強化事業

## 北多摩北部保健医療圏

<b>実施年度</b>	開始 令和元年度 終了（予定） 令和3年度
<b>背景</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災（平成23年）以降も、熊本地震（平成28年）、北海道胆振東部地震（平成30年）等の大規模地震が起きている。</li> <li>近年の異常気象により、台風や大雨による自然災害も頻発している。（平成29年7月九州北部豪雨、平成30年7月西日本豪雨、令和元年10月台風19号等）</li> <li>多摩小平保健所においては平成30年度に災害時活動マニュアル（初動期編）を改訂しているが、災害対策に関する職員一人ひとりの意識や必要な知識の周知徹底を図り、いついかなる時に災害が起きたとしても、迅速かつ的確に対応できるよう常に体制を整えておく必要がある。（災害時の情報収集・分析、各市との連絡調整・支援、応援要請等）</li> </ul>
<b>目標</b>	<p>災害時に備え、保健所内の体制を整備・強化するとともに、各市における災害時保健活動の体制整備について必要な支援を行う（切れ目のない持続可能な支援体制の整備）。</p> <p>①保健所内の体制整備・強化（平成30年度から令和2年度まで） ②各市における体制整備支援（令和元年度から令和3年度まで）</p>
<b>事業内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多摩小平保健所災害時活動マニュアル（中長期編）の策定 災害時に備えた平常時からの取組状況把握、課題と対応策の整理（令和元年度）、対応策の実践、課題解決（令和2年度）</li> <li>災害時活動に必要な物品等の準備 必要物品等の抽出（令和元年度）、選定、購入（令和2年度から3年度まで）</li> <li>所内訓練の実施 災害対策本部立ち上げ訓練（令和元年度）</li> <li>各市における災害時保健活動の体制整備支援 各市の状況把握（令和元年度） 新型コロナウイルス感染症流行期における災害時避難所対応等について（令和2年度から3年度まで）</li> <li>市町村等支援研修の実施 発災後72時間以降の保健医療活動の準備（令和元年度） どんな時も市民の健康を守る！～新型コロナウイルス感染症と災害対策を考える～（令和2年度）</li> </ul>
<b>評価</b>	<p>災害時においては、保健所と各市との連携が不可欠なことから、保健所内の体制整備・強化と各市の体制整備支援の二本立てで事業を展開した。</p> <p>保健所内の体制整備・強化については、災害時に備えた平常時からの取組状況を把握し、取組や準備が不十分なところは、課題と対応策を整理した。</p> <p>各市における体制整備支援については、避難所等における新型コロナウイルス感染症対策が急務となったことから、各市健康主管課及び防災主管課等関係職員に対し、新型コロナウイルス感染症の基礎知識及び避難所における感染症対策について研修を行った。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症流行期において、北多摩北部保健医療圏における避難所等の受入れに関し、圏域5市と保健所で協議・調整し、ルールを策定し運用している。</p>
<b>問合せ先</b>	<p>多摩小平保健所 企画調整課 企画調整担当</p> <p>電話 042-450-3111</p> <p>ファクシミリ 042-450-3261</p> <p>E-mail S0000351@section.metro.tokyo.jp</p>

# 災害時における保健活動体制強化事業

## 1 事業背景

平成 23 年の東日本大震災以降も、平成 28 年の熊本地震、平成 30 年の北海道胆振東部地震等の大規模地震が起きている。また、地球温暖化の影響による近年の異常気象により、台風や大雨による自然災害も頻発している（平成 29 年 7 月：九州北部豪雨、平成 30 年 7 月：西日本豪雨、令和元年 10 月：台風 19 号等）。

多摩小平保健所においては、平成 30 年度に「災害時活動マニュアル（初動期編）」を改訂しているが、災害対策に関する職員一人ひとりの意識向上や必要な防災知識の周知徹底を図り、いついかなる時に災害が起きたとしても、迅速かつ的確に対応できるよう常に体制を整えておく必要がある。（災害時の情報収集・分析、各市との連絡調整・支援、応援要請等）

## 2 事業目標

災害時に備え、保健所内の体制を整備・強化するとともに、各市における災害時保健活動の体制整備について必要な支援を行い、切れ目のない持続可能な支援体制の整備を目標とする。

災害時においては、保健所と各市との連携が不可欠なことから、以下の 2 つの項目を柱として、事業を展開した。

- ①保健所内の体制整備・強化（平成 30 年度から令和 2 年度まで）
- ②各市における体制整備支援（令和元年度から令和 3 年度まで）

## 3 事業内容

### （1）保健所内の体制整備・強化

#### ア 多摩小平保健所災害時活動マニュアル（中長期編）の策定

令和元年度、平成 25 年度に保健政策部で作成した「災害時における保健所活動マニュアル（暫定版）」を基に、災害時に備えた平常時からの取組状況把握、課題と対応策の整理を行った。しかし、災害時活動マニュアル（中長期編）の作成については、DHEAT など保健所業務の新たな整理・動向を踏まえた保健政策部策定のマニュアル（暫定版）の改訂を待つてから行うこととなった。

そのため令和 2 年度では、元年度に整理したものを基に、担当ごとに対応策を実践するとともに、課題の解決へ向け、所内課長代理会を利用するなど、随時意見交換等を行った。

#### イ 災害時活動に必要な物品等の準備

非常用自家発電機について、72 時間まで耐え得るよう更新整備を行った。

なお、災害時活動に必要な物品等の準備を行うべく購入準備を進めていたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、令和 3 年度に購入することとした。

#### ウ 所内訓練の実施

当初計画では令和 2 年度に第一配備職員（10km 圏内居住者）に対し、災害訓練を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け実施できなかった。そのため、第一配備職員に訓練計画書及び参集に必要な物品等の資料を配布し、発災時の初動

訓練の概要及び災害時の行動や心構えを周知徹底した。

また、災害時に円滑に非常用発電機が使用できるよう、非常用発電機の操作説明会を実施した。

## (2) 各市における体制整備支援

### 新型コロナウイルス感染症に係る避難所対応体制の構築

#### ア 新型コロナウイルス感染症と災害対策

新型コロナウイルス感染症については、緊急事態宣言が行われるなど、感染者の急激に増加した状況下での対応に係る体制の整備に向けた取組が求められている。

地震、水害等が発生した場合には、避難所が開設されることとなるが、従前の避難所における感染症対策に加え、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた対応を行う必要がある。

令和2年4月には内閣府等より、5月には東京都総務局総合防災部より、それぞれ避難所における新型コロナウイルス感染症対応について通知があり、各区市町村に対して具体的な対策を講じるよう通知があった。

#### イ 避難所における新型コロナウイルス感染症対応に関する情報提供

避難所における新型コロナウイルス感染症に関する対応の整備が急務となっていることから、各市の取組状況を調査するとともに、避難所の環境整備を行うために必要な情報提供を行った。

① 令和2年6月1日「避難所等における新型コロナウイルス感染症への対応について」各市宛て通知し、従来からの避難所の感染症対策についての通知、ガイドラインを再周知するとともに、新型コロナウイルス感染症に関する対応の通知、マニュアル、先駆的取組事例などの情報提供を行った。

② 上記情報提供に合わせて、各市における取組状況を調査したところ、以下のような結果となった。(令和2年6月16日時点)

- ・ 検討済 1市、検討中 3市、検討予定 1市
- ・ 5市とも、従前から避難所における感染症対策について十分対応できていない。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する知識がなく、対応に向け課題が多い。
- ・ 多摩小平保健所との情報共有等連携が必要と考えている。

#### ウ 当圏域における新型コロナウイルス感染症患者等の避難所避難についての所内検討

令和元年10月の台風19号の際に、当圏域においても各市が避難所を設けた経験（一部の市で受入で混乱）や、台風シーズン本番前までに体制整備を行うためには、早期に圏域各市と調整し、新型コロナウイルス感染症患者等の災害時における避難ルールについて策定することが急務であることから、所内関係者による検討を開始した。

令和2年6月30日、福祉保健局少子社会対策部より「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（東京都避難所管理運営の指針別冊）」が発出され、この内容を参考にしつつ、圏域における避難所避難ルールの検討を進めた。

## エ 市町村支援研修「災害対策強化」の実施

6月に実施した各市の取組状況調査及び市内の避難所対応ルールの策定状況を踏まえ、各市防災主管課、健康主管課職員を対象に、下記のとおり、市町村支援研修を実施した。

### 市町村支援研修(災害対策編)「災害対策強化」(会場:多摩小平保健所 講堂)

どんな時も市民の健康を守る！～新型コロナウイルス感染症と災害対策を考える～

#### (第1部)

日時：令和2年8月17日(月曜日) 午後1時30分から午後2時30分まで

テーマ：新型コロナウイルス感染症に関する「今、知っておいてほしいこと」

目的：新型コロナウイルス感染症対策を考える上で押さえて欲しい基本的な知識を再確認する。

講師：東京都多摩小平保健所長 山下 公平(医師)

#### (第2部)

日時：同日 午後3時から午後4時まで

テーマ：どうする？「避難所における感染症対策」

目的：避難所における感染症対策を理解し、避難所運営における準備に活かす。

講師：東京都多摩小平保健所地域保健推進担当課長 筒井 智恵美(保健師)

※参加者 45名

## オ 圏域ルールの策定

市内での検討結果を基に、圏域内での災害時避難所対応ルール案を策定し、上記研修終了時に、各市防災主管課及び健康主管課へ説明を行った。各市からは様々な質問や意見が多く出された。そのため、各市と連携してこの課題に対応するためには、各市に納得いただき協力を得て実施する必要があることから、質問や意見に対して、Q&Aを作成するなどし、1件ずつ丁寧に説明し、取り込める部分についてはルールの修正を行うなどの対応を行った。

その結果、台風のシーズン前に各市の了解が得られ、9月16日付文書で「新型コロナウイルス感染症流行期における災害時避難所対応について」を各市宛てに通知した。

## カ 「新型コロナウイルス感染症流行期における災害時避難所対応について」

当圏域における自宅療養者及び濃厚接触者が、各市の設置する避難所に円滑に受入れていただけよう、具体的な対応方法について以下のとおりまとめた。

- ① 自宅療養者、濃厚接触者別に案内等を作成
- ② 患者とのファーストコンタクト時に避難所対応ルールの概略を説明
- ③ 自宅療養者、濃厚接触者へ案内（「災害発生時の対応について」、「避難所利用者登録票」）を送付

なお、圏域各市からの意見として、自宅療養者及び濃厚接触者の情報（氏名・住所・連絡先）を事前に提供して欲しいと強く主張され、最後まで調整を要することとなった。

その結果、①自宅療養者及び濃厚接触者のうち避難所避難を希望する方は、避難前に必ず市防災主管課に連絡し指示に従うこと、②保健所から自宅療養者及び濃厚接触者に郵送する「避難所利用者登録票」に、あらかじめ保健所で自宅療養期間又は健康観察期間を記入し、それを

避難所への避難時に持って行ってもらうこととすることで、各市からこの内容で了解を得られることとなった。

※ 令和2年度実績 自宅療養者 353 世帯、濃厚接触者 2,077 世帯に送付

令和3年1月から3月は感染拡大に伴い送付できず。その後ホームページ掲載に変更

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/tamakodaira/kansen/singatakoronavirus/saigaitaiou.html>

【送付資料】

自宅療養者用案内（表）

濃厚接触者用案内（表）

災害発生時の対応について **自宅療養者用**

地震や台風による被害は、いつ発生するかわかりません。いざ、災害が発生した場合、生命を守るために、新型コロナウイルス感染拡大の観点で、どのような行動をとっていただくか、下記のとおりまとめました。

皆様とご家族の方で必ずお読みいただき、災害時の行動の参考としていただくよう、ご協力方よろしくお願ひいたします。

1 避難方法の検討  
 避難所では、多くの方が一泊に過ぎず、新型コロナウイルス感染拡大の心配があります。そのため、日頃より、皆さんのご自宅のある場所が、市役所が公表しているハザードマップ等で危険区域に該当しているか確認しておきましょう。  
 ご自宅が水害などの可能性は低いなど、安全性が確認できる場所であれば、避難所に避難するのではなく、在宅避難を検討して下さい。  
 なお、台風接近時など災害が事前に予想されず場合には、日ごとの気象予報士の気象観測の確証において、水害の危険性が高くなり、必要に応じて対応を検討します。

2 避難所に避難する場合（避難所避難）  
 自宅が倒壊しそう、床上浸水するなど生命に危険が及ぶ可能性のある場合には、避難所への避難となります。避難場所等については、市役所のホームページでその場所を確認しておきましょう。  
 避難所の中では、一般の避難者と一泊に過ぎずとはできません。避難所内に用意されている専用の部屋等を通じていただきます。避難所のルールに合った行動をお願いします。  
 避難所に避難する場合の注意点を下記にまとめました。

①マスクをするなど、必ず感染予防策をとって下さい。  
 ②別紙「青色カード（自宅療養者用避難所受付票）」を事前に記入し、避難所受付に提出して下さい。  
 ③避難所内では医療スタッフの指示に必ず従って下さい。  
 ④避難所内では専用の部屋で過ごします。  
 ⑤体調が悪くなった場合には、下記まで連絡を下さい。  
 （平日 9時～17時）  
 東京都多摩小平保健所 電話 042-450-3111  
 （平日夜間 17時～翌9時、土日祝日）  
 東京都庁市民問 係 電話 03-5320-4592

避難所に避難する場合には各市の防災担当にお知らせ下さい。避難できる避難所等をご案内いたします。  
 【連絡先】 小平市：防災危機管理課 042-349-9519（直通） 東村山市：防災安全課 042-293-5111  
 流山市：防災防犯課 042-692-5111 東久留米市：防災防犯課 042-470-7769（直通）  
 西東京市：危機管理課 042-438-4010（直通）

災害時の対応でわからないこと等がある方は、遠慮なく下記期間までお問い合わせ下さい。  
 東京都多摩小平保健所 企画調整課 企画調整担当 電話 042-450-3111  
 （なお、体調不安等のご相談は、保健対策課感染症対策担当へお問い合わせいたします。）

災害発生時の対応について **濃厚接触者用**

地震や台風による被害は、いつ発生するかわかりません。いざ、災害が発生した場合、生命を守るために、新型コロナウイルス感染拡大の観点で、どのような行動をとっていただくか、下記のとおりまとめました。

皆様とご家族の方で必ずお読みいただき、災害時の行動の参考としていただくよう、ご協力方よろしくお願ひいたします。

1 避難方法の検討  
 避難所では、多くの方が一泊に過ぎず、新型コロナウイルス感染拡大の心配があります。そのため、日頃より、皆さんのご自宅のある場所が、市役所が公表しているハザードマップ等で危険区域に該当しているか確認しておきましょう。  
 ご自宅が水害などの可能性は低いなど、安全性が確認できる場所であれば、避難所に避難するのではなく、在宅避難を検討して下さい。

2 避難所に避難する場合（避難所避難）  
 自宅が倒壊しそう、床上浸水するなど生命に危険が及ぶ可能性のある場合には、避難所への避難となります。避難場所等については、市役所のホームページでその場所を確認しておきましょう。  
 避難所の中では、一般の避難者と一泊に過ぎずとはできません。避難所内に用意されている専用の部屋等を通じていただきます。避難所のルールに合った行動をお願いします。  
 避難所に避難する場合の注意点を下記にまとめました。

①マスクをするなど、必ず感染予防策をとって下さい。  
 ②別紙「青色カード（濃厚接触者用避難所受付票）」を事前に記入し、避難所受付に提出して下さい。  
 ③避難所内では医療スタッフの指示に必ず従って下さい。  
 ④避難所内では専用の部屋で過ごします。  
 ⑤体調が悪くなった場合には、下記まで連絡を下さい。  
 （平日 9時～17時）  
 東京都多摩小平保健所 電話 042-450-3111  
 （平日夜間 17時～翌9時、土日祝日）  
 東京都庁市民問 係 電話 03-5320-4592

避難所に避難する場合には各市の防災担当にお知らせ下さい。避難できる避難所等をご案内いたします。  
 【連絡先】 小平市：防災危機管理課 042-349-9519（直通） 東村山市：防災安全課 042-293-5111  
 流山市：防災防犯課 042-692-5111 東久留米市：防災防犯課 042-470-7769（直通）  
 西東京市：危機管理課 042-438-4010（直通）

災害時の対応でわからないこと等がある方は、遠慮なく下記期間までお問い合わせ下さい。  
 東京都多摩小平保健所 企画調整課 企画調整担当 電話 042-450-3111  
 （なお、体調不安等のご相談は、保健対策課感染症対策担当へお問い合わせいたします。）

北多摩北部

自宅療養者・濃厚接触者用案内（裏）

新型コロナウイルス（COVID-19）感染症対策

台風・大雨時の避難には**様々な避難行動**があります

住んでいる地域のハザードマップを確認 **自宅が安全** 自宅が安全なので家で避難 備蓄もしっかり一週間分 **在宅避難**

避難が必要

自治体の避難情報発令前 親戚や知人宅に早めの避難 **自治体の避難情報発令後** すみやかに避難

自主避難 避難の際には、マスク、体温計、水・食料、薬、消毒液等の備用用品は各自で持参を **避難所**

屋外避難が危険な場合などは、建物内の安全な部屋や近くの頑丈な建物の上層階等へ避難 **垂直避難** **車中泊等** 車での一時避難（車中泊）等をする場合、必ず駐車場所の安全を確認し、エコノミークラス症候群等にもご注意ください

命を守るため、最善の行動を **東京都**

避難所利用者登録票（自宅療養者用・桃色シート）

避難所利用者登録票		男性	女性	避難所名		受付番号
氏名	〒		性別	男・女	電話番号	
氏名	生年月日・年齢	性別	種に分類が必要なこと		感染症の状況	
避難所に避難している家族	氏名	生年月日・年齢	性別	種に分類が必要なこと		感染症の状況
本人記入用 体調やその他配慮が必要なことを記入して下さい。						
多摩小平保健所記入用 自宅療養者氏名						
自宅療養期間 令和 年 月 日 まで ※症状・体調により、期間が変更される場合があります。						
運営側(受付担当)記入用 確保スペース						
避難所に入所した日 年 月 日 ( )						
避難所を退所した日 年 月 日 ( )						

避難所利用者登録票（濃厚接触者用・黄色シート）

避難所利用者登録票		男性	女性	避難所名		受付番号
氏名	〒		性別	男・女	電話番号	
氏名	生年月日・年齢	性別	種に分類が必要なこと		感染症の状況	
避難所に避難している家族	氏名	生年月日・年齢	性別	種に分類が必要なこと		感染症の状況
本人記入用 体調やその他配慮が必要なことを記入して下さい。						
多摩小平保健所記入用 濃厚接触者氏名						
濃厚接触期間 令和 年 月 日 まで ※濃厚接触期間中の状況により、期間が変更される場合があります。						
運営側(受付担当)記入用 確保所記入日 令和 年 月 日						
確保スペース						
避難所に入所した日 年 月 日 ( )						
避難所を退所した日 年 月 日 ( )						

#### 4 今後の取組（令和3年度）

##### (1) 保健所内の体制整備・強化（令和2年度未実施事業の実施）

- ・第一配備態勢職員を対象に、初動体制立上げの訓練を実施する。
- ・災害時活動に必要な折りたたみヘルメット等の物品を購入する。

##### (2) 災害時における新型コロナウイルスなど感染症への対応（継続実施）

避難所における感染症対策については、適時見直しを行い、引き続き実施、運用していく。

なお、更なる新型コロナウイルス感染拡大に備え、各市と連携し対策を講じる必要があるため、各種会議や研修の場を利用し、各市と情報共有を図っていく。

##### (3) 連絡連携体制の構築

災害時における保健活動を適切かつ円滑に行うためには、保健所と圏域各市との連絡連携体制の構築が不可欠である。そのため、保健所における災害時の保健活動を整理し、各市と調整の上、平常時から各市との連絡連携体制を強化するとともに、災害時の緊急連絡連携体制表を整備する。